を平成26年２月27日午前11時00分までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、全国健康保険協会事務担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を実施できると全国健康保険協会理事長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeshi Kobayashi, the Chief Director, Japan Health Insurance Association

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Business to transfer the information of the medical fee bills to the magnetic media

①　First area : approximately 1,006,438
②　Second area : approximately 1,014,839
③　Third area : approximately 1,475,993
④　Fourth area : approximately 1,352,172
⑤　Fifth area : approximately 1,489,327
⑥　Sixth area : approximately 1,005,067
⑦　Seventh area : approximately 1,410,054

⑷　Term of a contract : From a contract date to 31 March, 2015

⑸　Delivery place : as in the specifications

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　not come under the Article 25 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
②　not come under the Article 26 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations
③　Possess the Grade A or Grade B or Grade C in “Service” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal year 2013, 2014, and 2015
④　prove to have actually engaged in adequate amount of similar matters properly
⑤　prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents
⑦　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　enterprise have qualification of privacy mark or ISO／IEC27001 or JIS Q 27001
⑨　enterprise have qualification of ISO9001
⑩　pass prior documents examination and a test of making magnetic media

⑺　Time-limit for Tender 11 : 00 AM, 27 February, 2014

⑻　Contact point for the notice : Takahiro Nakazawa accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 4―2―1, Kudankita, Chiyoda-ku, Tokyo, 102―8575, Japan TEL 03―5212―8214

入札公告の変更

平成 25 年 12 月 27 日

独立行政法人国立がん研究センター

理事長　堀田　知光

◎調達機関番号　611　◎所在地番号　13

1　掲載日　平成25年12月６日（号外政府調達第230号）

2　変更内容　17ページ１段目「入札公告」第23号中、１⑵Ｄ中、「乳房Ｘ線撮影装置　二式」を「乳房Ｘ線撮影装置　一式」に、５⑶Ｄ中、「Mammographic unit 2 set」を「Mammographic unit 1 set」にそれぞれ変更いたします。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 12 月 27 日

国立大学法人　北海道大学総長　山口　佳三

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道大学実習棟（農学系）新営工事

⑶　工事場所　札幌市北区北９条西10丁目（北海道大学構内）

⑷　工事概要

①　実習棟新営　鉄筋コンクリート造　地上３階地下１階建　建築面積　1,353㎡　延べ面積　3,447㎡

②　温室新営　鉄骨造　地上１階建　建築面積　962㎡　延べ面積　962㎡

なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　平成26年３月31日（月）まで。

⑹　使用する主要な資機材

①　実習棟新営　コンクリート　約2,500㎥　鉄筋　約380ｔ　板ガラス　約400㎡

②　温室新営　コンクリート　約600㎥　鉄筋　約100ｔ　板ガラス　約1,100㎡

⑺　本工事は、工事計画について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成25・26年度文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,175点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、延べ面積700㎡以上（改修の場合においては、改修延べ面積700㎡以上）の学校、研究施設、病院施設（医療法に定めるもの）、事務所、共同住宅又はその他公共施設の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる新営又は改修工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体については、全ての構成員が①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。